



情報ひろば



知っていますか？障害者差別解消法

令和6年4月1日、改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。

障害者差別解消法は、障がいを理由とする差別をなくし、障がいがある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現を目指した法律です。

この法律は、国の行政機関・地方公共団体や民間事業者の、障がいがある人に対する「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、「合理的配慮の提供」を規定しています。

合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、事業者と障がいのある人との間で対話を重ね、共に解決策を検討する「建設的対話」が重要です。

不当な差別的取扱い

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否したり、場所や時間帯を制限したり、障がいのない人には付けない条件を付けたりすること。

例) 障がいのある人の入店を正当な理由なく断る行為や、介助者などの同伴をサービス提供の条件とする行為など。

合理的配慮の提供

障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

例) 車椅子のまま着席できるスペースを確保する、弱視の方に太いペン・大きな文字で筆談を行うなど。

問い合わせ
相談窓口
社会福祉課 障がい福祉係
☎ 22-2263 FAX 22-2260
人権課
☎ 22-2229 FAX 22-2260

堀内佳 人権コンサートのご案内

と き 11月24日(日)
午後2時～(90分程度)

と ころ 吉野川市アメニティセンター

参加費 無料

申込方法 電話・FAXまたはEメール

申込内容 氏名・電話番号など

車で来られる方は、参加者同士でできるだけ乗り合わせてお越しください。



人権課
問い合わせ
申し込み
☎ 22-2229 FAX 22-2260
Eメール
jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

児童発達支援等の利用者負担額を無償化します

本年9月から、児童発達支援等の障がい児通所サービスを利用している未就学児のうち、国の無償化対象とならない2歳児について、対象となるサービスの利用者負担額を無償化します。現在、対象のサービスを利用している児童の保護者には、9月中旬に案内を送付します。

また、0歳児と1歳児の利用者負担額についても令和8年度までに、無償化を予定しています。

対象となるサービス

- ・児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・保育所等訪問支援

詳細については、社会福祉課障がい福祉係まで問い合わせください。

問い合わせ
社会福祉課 障がい福祉係
☎ 22-2263 FAX 22-2260

第46回吉野川市美郷一周駅伝出場チーム募集

と き 12月1日(日) 小雨決行、荒天中止
受付：午前8時～
スタート：午前10時

集合場所 吉野川市ふるさとセンター

部 門 一般部門・女子部門

参加資格 ○一般部門：中学生以上の男女
○女子部門：中学生以上の女子

※1チーム8人(監督1名・選手5名・補欠2名)

参加費 1チーム 10,000円

コース 5区間 18km

募集数 ○一般部門：40チーム
○女子部門：10チーム



電子申請
二次元コード

申込期限 10月10日(日) 必着

申込方法 専用の申込書により事務局へ郵送または持参、電子申し込みサービスからも申し込みできます。

※申込数が募集数を超えた場合、吉野川市内のチームを優先とし、残りの枠については抽選を行います。

※詳しくは、市陸上競技協会ホームページに掲載しています。

ホームページアドレス

<http://www.yoshiriku.com/>

問い合わせ
申し込み
〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市美郷一周駅伝実行委員会
事務局(生涯学習課内)
☎ 22-2271 FAX 22-2270

介護予防講演会のお知らせ

と き 9月27日(金)
午後1時30分～2時45分

と ころ 鴨島公民館2階視聴覚室

講 師 吉野川医療センター
整形外科部長
高砂 智哉さん



高砂先生

演 題 変形性膝関節症、
変形性股関節症について
内 容 中高年に多い変形性関節症(膝/股関節)の原因と症状、治療方法についてお話しします。

※入場無料 ※申し込みは鴨島公民館まで。

問い合わせ | 鴨島公民館 ☎ 24-5111 FAX 24-5113 長寿いきがい課 ☎ 22-2264 FAX 22-2260

油を流さないで!! ～下水道の正しい利用方法～

油類を下水道管へ流すと、管の中で冷やされて固まり、下水道管を詰まらせてしまいます。下水道管が詰まると、台所やお風呂、トイレなどが使用できなくなります。

下水道へ油脂類を流さないように協力をお願いします。

・家庭で油を使用される方へ

油は凝固剤を使って固めるか、新聞紙などで吸い取ってから燃えるごみとして処理してください。

また、吉野川市では廃食用油のリサイクルを行っています。指定場所にて回収していますので、リサイクルに協力してください。



・飲食店で油を使用される皆さんへ

グリース阻集器の定期的な清掃をお願いします。清掃を怠るとグリース阻集器の機能が低下し、油脂類が流出して下水道管の詰まりの原因となります。



問い合わせ
下水道課
☎ 22-2258 FAX 22-2254